

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8階

令和7年度税制改正③～資産税等

Q 昨年12月に令和7年の税制改正大綱が発表されました。この中で、資産税などに関する改正のポイントは何でしょうか？

解説

資産税については、贈与税に係る結婚子育て資金の贈与税の非課税制度の2年間の延長、また相続に伴う不動産等の登記の義務化に伴い免税措置の延長などがあります。

1. 結婚・子育て資金の贈与税の非課税措置の延長

①概要

18歳以上50歳未満の受贈者に、その父母や祖父母が、結婚や子育てのために使うお金を最大1000万円まで、非課税で贈与することができる制度です。

②改正の内容

結婚子育て資金の贈与ができる期間を2年間延長して**令和9年3月31日まで**とします。

2. 相続登記等の登録免許税の免除に関する措置の延長

現在、下記の登録免許税について免税措置がありますが、**この免税措置が令和9年3月31日まで2年間延長されます。**

①相続又は遺贈により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合、その**死亡した者に名義を移転する登記については、登録免許税が免税となります。**

ただし、その死亡した者から移転登記等をする相続人等は免税とはなりません。

②土地について、**所有権の保存登記又は相続により所有権の移転登記**を受ける場合において、その登記にかかる不動産の価額が**100万円以下**であるときは、いずれも登録免許税は免税となります。

ただし、免税措置の適用を受けるためには、申請書への記載が必要となるので注意が必要です。

要するに…

贈与税については、かねてから廃止が叫ばれていた**結婚・子育て資金の贈与の非課税措置が延長**となりました。また、亡くなられた方が所有していた不動産を相続人が登記せずほっておくケースが多く、この対策として、登記にかかる一定の登録免許税の免税措置が延長されました。**相続登記は令和6年4月1日から義務化されています**ので、失念している方は今のうちに登記してしまいましょう